

事務局長	係長	受付

承諾書

平成 年 月 日

社会福祉法人 光市社会福祉協議会長 様

車輛使用上の注意事項

【利用中】

○緊急時の連絡先を車輛に備え付けの一覧表で確認すること。

○車輛を破損した場合、事故報告書を本会へ提出し、原状回復の上返還すること。

本会が加入している車輛保険を使用しなければならない場合は、免責金額5万円と任意保険料増額分を負担するものとする。

○交通事故等による損害賠償については、利用者の責任において解決すること。

【利用後】

○車内の清掃と窓の施錠を確実に行うこと。

○消費分のガソリンを補充すること。※車椅子積載車輛は除く

○マイクロバスの利用者は本会指定のガソリンスタンド(高山エネルギー(株)光中央SS※光郵便局西側)で給油を行い、その際外装等の点検を受けなければならない。点検後に本会へ報告書を提出すること。

○車輛に備え付けの運転日誌に必要事項を記入すること。

○鍵は、原則として平日(8:15~17:30)、本会窓口のみで受け渡しを行うこと。

上記の内容について説明を受け、承諾します。

署名 _____